

第114期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年1月26日(木曜日) 午前10時
(受付開始午前9時)

開催場所

神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社 本社棟 2階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使について



書面又はインターネット等により、
事前に議決権行使をお願い申し上げます。

詳細は3～4頁をご参照ください。

議決権行使期限

2023年1月25日(水曜日) 午後4時55分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、
本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により、
事前に議決権行使をしていただき、当日のご来場はご自身の体調をご確認のうえ、
ご無理のないようお願い申し上げます。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせて
いただいております。何卒ご理解くださいますようお願い
申し上げます。

CONTENTS

第114期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	18
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44

株 主 各 位

神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
株 式 会 社 **オ ハ ラ**
代 表 取 締 役 齋 藤 弘 和
社 長 執 行 役 員

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主様におかれましては、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって事前に議決権をご行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁のご案内に従って2023年1月25日（水曜日）午後4時55分（当社営業時間終了時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月26日（木曜日）午前10時
受付開始時間は午前9時を予定しております。
2. 場 所 神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社 本社棟 2階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第114期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第114期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ohara-inc.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ohara-inc.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応について>

○株主の皆様へのお願い

- ・株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使（3～4頁をご参照ください。）をしていただき、株主総会当日のご来場につきましてはご無理のないように、お願い申し上げます。
- ・株主総会へご来場いただく株主の皆様におかれましては、マスク着用でのご来場をお願い申し上げます。マスク未着用の場合は、ご入場をお断りさせていただくことがございます。また、アルコール消毒にもご協力をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際は、検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された株主様、体調不良と見受けられる株主様のご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

○当社の対応について

- ・株主総会会場は、ご来場の株主様の安全を図る観点からご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお控えいただく場合がございます。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。
- ・株主総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用にて対応をさせていただきます。
- ・今後の状況しだいで運営を変更する必要がある場合などは、当社ウェブサイト (<https://www.ohara-inc.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権行使方法に関するご案内

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。
 議決権の行使方法は以下の方法がございます。
 株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会にご出席
いただく場合**



同封の議決権行使書用紙を
会場受付へご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参
ください。

株主総会開催日時
 2023年1月26日（木曜日）
 午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

**書面（郵送）による
議決権行使の場合**



同封の議決権行使書用紙に議
案に対する賛否をご表示いた
だき、行使期限までに到着す
るようご返送ください。

行使期限
 2023年1月25日（水曜日）
 午後4時55分到着分まで

株主総会にご出席いただけない場合

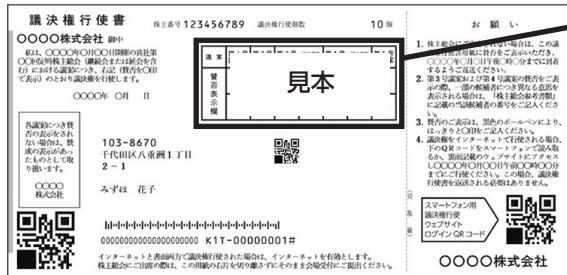
**インターネットによる
議決権行使の場合**



次頁に記載の「インターネット
による議決権行使のご案内」
をご参照のうえ、行使期
限までに賛否をご入力いた
だき、ご送信ください。

行使期限
 2023年1月25日（水曜日）
 午後4時55分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- ・ 賛成の場合 ▶▶▶ 「賛」の欄に○印
- ・ 否認する場合 ▶▶▶ 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- ・ 賛成の場合 ▶▶▶ 「賛」の欄に○印
- ・ 否認する場合 ▶▶▶ 「否」の欄に○印
- ・ 一部の候補者を
否認する場合 ▶▶▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する
候補者の番号をご記入ください

重複した議決権を行使された場合のお取り扱い

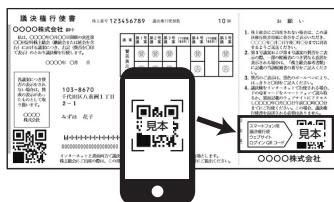
書面及びインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権を有効な行使としてお取り扱いいたします。
 また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

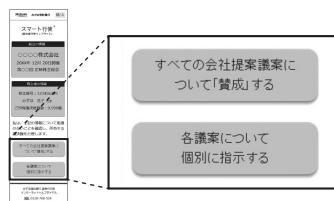
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

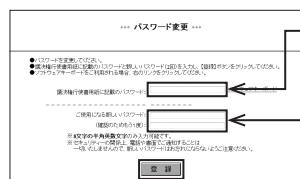
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンでの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第114期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに株主の皆様への安定的な配当の継続を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額 489,187,860円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年1月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を会社法施行規則および会社計算規則に従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>1 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役4名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	性別	地位	取締役会への 出席状況
1	再任	さいとう ひろかず 齋藤 弘和	男性	代表取締役社長執行役員	100.0% (13/13回)
2	再任	なかじま たかし 中島 隆	男性	取締役専務執行役員	100.0% (13/13回)
3	再任	ごとう なおゆき 後藤 直雪	男性	取締役常務執行役員	100.0% (13/13回)
4	新任	すずき まさとも 鈴木 雅智	男性	上級執行役員	—
5	再任	社外 いちむら まこと 市村 誠	男性	取締役	100.0% (13/13回)
6	再任	社外 とくら ごう 戸倉 剛	男性	取締役	92.3% (12/13回)
7	再任	社外 のきな あきら 軒名 彰 独立役員	男性	取締役	100.0% (13/13回)
8	再任	社外 まきの ゆかこ 牧野 友香子 独立役員	女性	取締役	100.0% (13/13回)

1. 齋藤 弘和

さいとう ひろかず (1959年9月24日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年4月	当社 入社	2010年1月	OHARA OPTICAL (M) SDN. BHD. 会長
1998年5月	当社 経営企画室長	2010年2月	小原光学（中山）有限公司 董事長
2002年11月	小原光学（香港）有限公司 総経理	2013年11月	当社 代表取締役社長 光製品事業部長 兼 光製品関連子会社統括
2002年12月	小原光学（中山）有限公司 総経理		台湾小原光学股份有限公司 董事長
2003年1月	当社 取締役		OHARA OPTICAL (M) SDN. BHD. 会長
2005年1月	当社 常務取締役		小原光学（香港）有限公司 董事長
	小原光学（香港）有限公司 董事長	2016年1月	当社 代表取締役社長執行役員 経営全般（現在）
2009年1月	当社 代表取締役社長		
2009年11月	台湾小原光学股份有限公司 董事長		

所有する当社の株式数	14,117株	取締役在任期間 (本総会終結時)	20年	取締役会への出席状況	100.0% (13/13回)
------------	---------	---------------------	-----	------------	-----------------

取締役候補者とした理由

齋藤弘和氏は、当社の経営企画部門、生産管理部門、営業部門、人事部門等の幅広い分野において豊富な業務経験を有し、海外子会社の社長も務め、2009年1月より代表取締役社長として当社を牽引してきております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営全般における強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し、取締役候補者としていたしました。

2. 中島 隆

なかじま たかし (1960年5月22日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1996年5月	(株)日本FCI 入社	2013年1月	当社 常務取締役 経営管理担当
1997年2月	当社 入社	2013年11月	当社 常務取締役 管理センター長
2004年4月	当社 経理部長	2016年1月	当社 取締役常務執行役員 財務、 管理管掌 兼 管理センター長
2005年1月	当社 取締役 管理本部経理部長	2019年1月	当社 取締役専務執行役員 コーポレート統括（現在）
2006年5月	当社 取締役 経理部長		
2009年1月	当社 常務取締役 経営企画・経理担当 兼 経理部長		

所有する当社の株式数	5,539株	取締役在任期間 (本総会終結時)	18年	取締役会への出席状況	100.0% (13/13回)
------------	--------	---------------------	-----	------------	-----------------

取締役候補者とした理由

中島隆氏は、当社の財務部門、管理部門における豊富な業務経験を有し、2005年1月より当社取締役として取締役会における協議、検討に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたコーポレート統括として強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し、取締役候補者としていたしました。

3. 後藤 直雪 (1965年2月22日生)

再任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1983年4月	当社 入社	2016年1月	Ohara Corporation 会長 OHARA GmbH 会長
2000年11月	当社 情報製品事業部技術部長	2016年11月	当社 上級執行役員 特殊品事業部長 兼 特殊品技術部長
2005年1月	当社 製造技術部長	2019年1月	当社 取締役常務執行役員 生産、 技術、知的財産統括 兼 特殊品事業 部長
2010年6月	当社 研究開発第二部長	2021年2月	当社 取締役常務執行役員 生産・ 技術統括 兼 材料生産センター長 (現在) 台湾小原光学材料股份有限公司 董事長 (現在)
2011年1月	当社 取締役 研究開発担当 兼 研究 開発第二部長		
2011年3月	当社 取締役 研究開発担当 兼 研究 開発部長		
2013年11月	当社 取締役 特殊品事業部特殊品BU長		
2016年1月	当社 取締役 退任 当社 上級執行役員 特殊品事業部長		

所有する当社の株式数	3,927株	取締役在任期間 (本総会終結時)	4年	取締役会への出席状況	100.0% (13/13回)
------------	--------	---------------------	----	------------	-----------------

取締役候補者とした理由

後藤直雪氏は、当社の研究開発部門、技術部門、製造部門等における豊富な業務経験を有し、2019年1月より当社取締役として取締役会における協議、検討に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた生産・技術統括として強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し、取締役候補者となりました。

4. 鈴木 雅智 (1968年9月30日生)

新任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1994年2月	(株)ミキインターナショナル 入社	2016年1月	当社 執行役員 戦略企画室長
2001年1月	当社 入社	2016年11月	当社 執行役員 管理センター企画管 理部長
2011年6月	当社 経営企画部長	2019年1月	当社 上級執行役員 企画財務センタ ー長 (現在)
2013年1月	当社 経営管理部長		
2013年11月	当社 特殊品事業部特殊品事業企画管 理室長		

所有する当社の株式数	2,262株	取締役在任期間 (本総会終結時)	—	取締役会への出席状況	—
------------	--------	---------------------	---	------------	---

取締役候補者とした理由

鈴木雅智氏は、当社の営業部門、経営企画・財務部門における豊富な業務経験を有し、2019年1月より上級執行役員として会社経営に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた営業、マーケティングを中心とした強いリーダーシップを発揮することを期待し、取締役候補者となりました。

5. 市村 誠

(1967年5月12日生)

再任

社外

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年4月	(株)服部セイコー（現・セイコーグループ(株)）入社	2020年12月	セイコーホールディングス(株)（現・セイコーグループ(株)）インキュベーションセンター長
2010年4月	(株)和光 総務部長	2021年6月	同社 グループR&D副本部長
2013年5月	セイコーホールディングス(株)（現・セイコーグループ(株)）秘書室長	2022年6月	同社 常務執行役員（現在）
2015年2月	同社 秘書・広報部長	2022年7月	セイコーソリューションズ(株) 取締役（現在）
2016年6月	同社 秘書室長（現在）		セイコーフューチャークリエーション(株) 専務取締役（現在）
2019年6月	同社 取締役 秘書・総務担当		
2020年1月	当社 社外取締役（現在）		
2020年4月	セイコーソリューションズ(株)取締役・常務執行役員		

【重要な兼職の状況】

セイコーグループ(株) 常務執行役員

所有する当社の株式数	0株	社外取締役在任期間 (本総会終結時)	3年	取締役会への出席状況	100.0% (13/13回)
------------	----	-----------------------	----	------------	-----------------

社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

市村誠氏は、セイコーグループ(株)及びセイコーソリューションズ(株)における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして、当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化へ貢献いただくことが期待できると判断し、当社の社外取締役候補者としていたしました。

6. 戸倉 剛

(1958年12月22日生)

再任

社外

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年4月	キヤノン(株) 入社	2016年4月	同社 執行役員
2006年7月	同社 イメージコミュニケーション事業本部カメラ開発センターカメラ第一開発部長		同社 イメージコミュニケーション事業本部長（現在）
2011年1月	同社 イメージコミュニケーション事業本部カメラ事業部カメラ商品企画部長	2017年1月	当社 社外取締役（現在）
2013年1月	同社 イメージコミュニケーション事業本部ICP第二開発センター所長	2019年4月	キヤノン(株) 常務執行役員（現在）
2014年1月	同社 イメージコミュニケーション事業本部ICP第二事業部長	2021年4月	同社 イメージンググループ副管掌（現在）

【重要な兼職の状況】

キヤノン(株) 常務執行役員イメージンググループ副管掌

所有する当社の株式数	0株	社外取締役在任期間 (本総会終結時)	6年	取締役会への出席状況	92.3% (12/13回)
------------	----	-----------------------	----	------------	----------------

社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

戸倉剛氏は、キヤノン(株)における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして、当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化へ貢献いただくことが期待できると判断し、当社の社外取締役候補者としていたしました。

7. 軒名 彰

(1958年1月20日生)

再任

社外

独立役員

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年4月	日興証券(株) (現・SMBC日興証券(株)) 入社	2016年4月	日興システムソリューションズ(株) 代表取締役会長
2005年2月	日興コーディアル証券(株) (現・SMBC日興証券(株)) 取締役 ダイレクトマーケティング担当	2017年6月	日本郵便(株) 社外取締役 (現在)
2006年2月	同社 執行役員 ダイレクトマーケティング担当	2018年6月	上光証券(株) (現・北洋証券(株)) 代表取締役副社長
2009年10月	同社 常務執行役員 東日本・首都圏東本部長	2018年7月	ビジネスコーチ(株) 社外取締役 (現在)
2011年3月	同社 常務執行役員 西日本・近畿法人統轄	2019年1月	当社 社外取締役 (現在)
2014年3月	SMBC日興証券(株) 専務取締役 営業統轄 兼 総合法人本部長	2019年6月	北洋証券(株) 代表取締役会長 (現在)
		2022年6月	(株)はせがわ 社外取締役 (現在)

【重要な兼職の状況】

北洋証券(株) 代表取締役会長

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)

4年

取締役会への出席状況 100.0% (13/13回)

社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

軒名彰氏は、SMBC日興証券(株)、日興システムソリューションズ(株)及び北洋証券(株)における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして、経営陣から独立した立場で当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化へ貢献いただくことが期待できると判断し、当社の社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、引き続き任意の諮問会議の委員として、関与いただく予定です。

8. 牧野 友香子

(1967年3月17日生)

再任

社外

独立役員

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年4月	オリックス(株) 入社	【重要な兼職の状況】 原後綜合法律事務所 弁護士
2003年10月	弁護士登録 (第二東京弁護士会)	
2003年10月	原後綜合法律事務所 入所 (現在)	
2021年1月	当社 社外取締役 (現在)	

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)

2年

取締役会への出席状況 100.0% (13/13回)

社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

牧野友香子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その専門的見地から、経営陣から独立した立場で当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化へ貢献していただくことが期待できると判断し、当社の社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、引き続き任意の諮問会議の委員として関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 市村誠氏、戸倉剛氏、軒名彰氏及び牧野友香子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 軒名彰氏及び牧野友香子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。なお、牧野友香子氏は、2021年1月まで当社と顧問弁護士契約を締結しておりましたが、顧問弁護士としての報酬は年間120万円と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
4. 戸倉剛氏は、現在及び過去10年間において当社の特定関係事業者であるキャノン(株)の業務執行者であり、その地位及び担当は、「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
5. 当社は、市村誠氏、戸倉剛氏、軒名彰氏及び牧野友香子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、4氏の再任が承認された場合は、4氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とする等一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 所有する当社の株式数には、2022年10月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

本議案が承認可決されますと、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

候補者 番号	氏名	性別	企業経営	製造・技術 ・研究開発	営業・マー ケティング	財務・会計	法務・コンプ ライアンス	人事・ 人材開発
1	齋藤 弘和	男性	●		●			●
2	中島 隆	男性	●			●	●	
3	後藤 直雪	男性	●	●	●			
4	鈴木 雅智	男性	●		●	●		
5	市村 誠 社 外	男性	●	●				●
6	戸倉 剛 社 外	男性	●	●				
7	軒名 彰 社 外 独立役員	男性	●		●			
8	牧野 友香子 社 外 独立役員	女性					●	

※上記一覧表は、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役長島和彦氏は本総会終結の時をもって辞任されます。また、監査役飯塚良成氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、候補者脇屋相武氏は長島和彦氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了する2024年1月開催予定の第115期定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1. 脇屋 相武 (1955年11月8日生)

新任

社外

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1979年 4月	キヤノン(株) 入社	2013年 3月	同社 取締役
2009年 4月	同社 経理本部グローバル経理統括センター副所長	2016年 3月	同社 常務執行役員 経理本部長
2010年 1月	同社 経理本部グローバル経理統括センター所長	2018年 1月	当社 社外監査役 退任
2011年 1月	同社 経理本部グローバル経営管理統括センター所長	2018年 4月	キヤノンヨーロッパLtd. 執行副社長 兼 CFO (現在)
2011年 4月	同社 経理本部 副本部長	2022年 4月	キヤノン(株) 専務執行役員 (現在)
2012年 1月	当社 社外監査役		
2012年 4月	キヤノン(株) 執行役員		

【重要な兼職の状況】

キヤノン(株) 専務執行役員

所有する当社の株式数	0株	社外監査役在任期間 (本総会終結時)	—	取締役会への出席状況	—
				監査役会への出席状況	—

社外監査役候補者とした理由

脇屋相武氏は、キヤノン(株)ならびにキヤノンヨーロッパLtd.において長年にわたり経理業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして当社経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、当社の社外監査役候補者としていたしました。

2. 飯塚 良成 (1964年12月30日生)

再任

社外

独立役員

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1990年10月	センチュリー監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）入所	2005年 6月	理想科学工業(株) 社外監査役（現在）
1994年 8月	公認会計士登録	2010年 1月	東日本ハウス(株)（現・(株)日本ハウスホールディングス）社外監査役
2004年 6月	新日本監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）退職	2021年 1月	当社 社外監査役（現在）
2004年 6月	税理士登録		
2004年 7月	飯塚公認会計士税理士事務所開設 同所代表（現在）		

【重要な兼職の状況】

飯塚公認会計士税理士事務所 代表

所有する当社の株式数	800株	社外監査役在任期間 (本総会終結時)	2年	取締役会への出席状況	92.3% (12/13回)
				監査役会への出席状況	100.0% (10/10回)

社外監査役候補者とした理由

飯塚良成氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その知識・経験を当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、当社の社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 脇屋相武氏及び飯塚良成氏は、社外監査役候補者であります。
3. 飯塚良成氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 脇屋相武氏は、2012年1月から2018年1月までの6年間当社の社外監査役でありました。
5. 脇屋相武氏は、現在及び過去10年間において当社の特定関係事業者であるキャノン(株)の業務執行者であり、その地位及び担当は、「略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
6. 当社は、飯塚良成氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であり、また、脇屋相武氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とする等一定の免責事由があります。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本議案が承認可決されますと、監査役会の体制は次のとおりとなる予定であります。

氏名		性別	地位	監査役在任期間 (本総会終結時)
現任	はら だ 原 田	よし ひろ 洋 宏	男性 常勤監査役	3年
現任	社外 たか ぎ 高 木	はる ひこ 晴 彦	男性 監査役	3年
新任	社外 わき や 脇 屋	あい たけ 相 武	男性 監査役	—
再任	社外 独立役員 いい づか 飯 塚	よし なり 良 成	男性 監査役	2年

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、感染対策と経済活動の両立が進み、回復基調が続きました。一方で、世界経済の先行きは、ロシア・ウクライナ情勢、中国国内のロックダウン、世界的なインフレの加速や半導体不足などの影響により、不透明な状況が続いております。

当社グループの光事業の関連市場については、デジタルカメラは、ミラーレスカメラ向け交換レンズを中心に需要の持ち直しが見られ、堅調に推移しました。また、エレクトロニクス事業の関連市場については、FPD露光装置は横ばい、半導体露光装置は堅調に推移しました。

なお、当連結会計年度における平均為替レートは、米ドルが127.39円、ユーロが135.64円となり、前年度に比べて米ドルが約17.7%の円安、ユーロは約5.0%の円安で推移しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、光学機器向けレンズ材や半導体露光装置向け高均質光学ガラスの販売が増加したことなどから、28,304百万円（前年同期比20.3%増）となりました。損益面では、売上総利益は、高付加価値品の販売が増加したことや生産設備の稼働率が改善したことなどから、9,190百万円（同41.8%増）となりました。販売費及び一般管理費は、研究開発費や運送費が増加したことなどから、6,213百万円（同21.5%増）となり、営業利益は2,976百万円（同117.6%増）となりました。経常利益は、為替差益を計上したことなどから、3,665百万円（同111.5%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、在外子会社において特別損失を計上したことなどから、2,116百万円（同44.9%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

(光事業)

当事業の売上高は、ミラーレスカメラのレンズラインナップ拡充などにより、光学機器向けレンズ材の販売が増加したことなどから、16,900百万円（前年同期比21.2%増）となりました。損益面では、光学ガラスの需要増加により、生産設備の稼働率が改善したことなどから、営業利益は1,156百万円（同55.0%増）となりました。

(エレクトロニクス事業)

当事業の売上高は、旺盛な半導体需要により、半導体露光装置向け高均質光学ガラス、石英ガラスの販売が堅調に推移したことなどから、11,404百万円（前年同期比19.1%増）となりました。損益面では、高付加価値品の販売が増加したことなどから、営業利益は1,820百万円（同192.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,653百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

・エレクトロニクス事業 本社工場 特殊ガラス製造設備

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

・エレクトロニクス事業 本社工場 特殊ガラス製造設備

・エレクトロニクス事業 株式会社オハラ・クオーツ 特殊ガラス製造設備

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入により充當いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 111 期 (2019年10月期)	第 112 期 (2020年10月期)	第 113 期 (2021年10月期)	第 114 期 (当連結会計年度) (2022年10月期)
売 上 高 (百万円)	23,407	17,873	23,521	28,304
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,146	△1,319	1,733	3,665
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	466	△4,243	1,460	2,116
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	19.16	△174.34	59.99	86.90
総 資 産 (百万円)	55,036	49,621	53,606	60,678
純 資 産 (百万円)	41,813	36,183	40,111	45,262
1株当たり純資産額 (円)	1,717.98	1,485.94	1,641.75	1,848.95

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第114期の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
台湾小原光学股份有限公司	40,000千新台幣ドル	100.0%	光学プレス品・エレクトロニクス製品の製造販売
台湾小原光学材料股份有限公司	500,000千新台幣ドル	100.0%	光学ガラスの製造販売
OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.	7,800千マレーシアリングギット	100.0%	光学プレス品・エレクトロニクス製品の製造販売
株式会社オーピーシー	160,000千円	100.0%	精密研磨加工品の製造販売
株式会社オハラ・クオーツ	310,000千円	78.9%	石英ガラスの製造販売
足柄光学株式会社	36,000千円	100.0%	光学プレス品の製造販売
Ohara Corporation	300千米ドル	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
OHARA GmbH	51千ユーロ	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
小原光学（香港）有限公司	7,000千香港ドル	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
小原光学（中山）有限公司	5,050千米ドル	100.0% (100.0%)	光学プレス品の製造販売

- (注) 1.議決権比率の()内は、間接所有割合を内書しております。
2.足柄光学株式会社は、清算手続き中の会社であります。

(4) 対処すべき課題

① 経営理念及び長期ビジョン2035

「オハラグループは、常に個性的な新しい価値を創造して、強い企業を構築し、オハラグループ全員の幸福と社会の繁栄に貢献します」という経営理念のもと、中長期的な視点で社会課題に向き合い、企業価値の向上に取り組んでおります。当社は、1935年に創立し、2035年に100周年を迎えます。将来予測が極めて困難な時代の中で100年企業となり、さらにその先の未来でも必要とされる企業となることを目指し、2021年度に「長期ビジョン2035」を発表いたしました。長期ビジョン2035は、価値創造モデルの実践によりコーポレート・メッセージを実現することで、オハラグループと社会の持続的な発展を目指しています。

また以下経営方針、財務指標のもと、既存事業の構造改革や新規事業の創出による企業価値向上に取り組んでいきます。

長期ビジョン2035経営方針

『オプティクス技術への貢献』

『価値協創による新ビジネス創出』

『価値創造力・効率性・収益力向上』

財務指標（2035年）

ROE（自己資本利益率） 8.0%以上

② 中期経営計画 第113期（2021年10月期）～第115期（2023年10月期）

長期ビジョン2035で掲げた3つの経営方針に加え、『コア組織能力・コアプロセスの強化』、『社会課題・環境問題への取り組み』を加えた5つの改革ポイントを軸に、2021年～2035年までの15年間で5つのPhaseに分けて活動を展開してまいります。第113期にスタートした中期経営計画（Phase1）では、事業構造の立て直しと財務体質の改善を進め、中期経営計画（Phase2）に向けて収益基盤を整えていきます。

財務指標（第115期 2023年10月期）

売上高 265億円以上

営業利益 30億円以上

ROE（自己資本利益率） 6.5%以上

③ 事業を取り巻く環境と課題への取り組み

(光事業)

光事業の関連市場では、デジタルカメラ市場は、一眼レフカメラからミラーレスカメラへの置き換えが需要を底支えていることから、市場縮小に歯止めがかかり当面は横ばいで推移することが見込まれます。また車載、医療などの分野では、画像の高精細化の進展により、品質の高い光学ガラスニーズが高まることが見込まれます。このような状況を踏まえ、市場ニーズに合わせたガラス素材を開発し、モバイル、モビリティ、メディカル用途での拡販活動を進めます。また、ガラスモールドレンズなど付加価値の高いレンズ加工品の販売比率を高め、構造改革を進めます。

(エレクトロニクス事業)

エレクトロニクス事業の関連市場では、FPD露光装置市場は設備投資に減速感が出ていることから需要が弱含むものの、半導体露光装置市場は世界的な設備投資を背景とした需要の増加が見込まれます。光通信市場では、第5世代移動通信システム(5G)の環境整備に向けた設備投資が見込まれます。このような状況を踏まえ、半導体露光装置向け高均質光学ガラス及び石英ガラスは、設備増強を進め、旺盛な需要に応じていくとともに、半導体市場のさらなる成長に貢献していきます。

今後の成長ドライバーとして注力している耐衝撃・高硬度クリアガラスセラミックス「ナノセラム™」は、モバイル、モビリティへの採用を目指します。また、リチウムイオン伝導性ガラスセラミックス「LICGC™」は、液系リチウムイオン電池の特性向上につながる添加材としての拡販を進めるとともに、全固体電池における実用レベルの特性実現を目指します。

(社会課題・環境問題への取り組み)

オハラグループでは、気候変動問題が持続可能な社会の実現における最重要課題であると認識し、GHG(温室効果ガス)の削減を推進してまいります。企業活動のすべての局面における省エネルギー活動、カーボンフリー電力の活用、ガラス製造における熔解技術の革新などにより、2018年度を基準年とし、2035年度までにGHG排出量50%削減を目指します。また、削減目標の達成のみならず、全個体電池材料といった環境配慮型製品の開発を通じて社会規模でのGHG排出量削減へ貢献していきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

オハラグループは、常に個性的な新しい価値を創造して、強い企業を構築し、オハラグループ全員の幸福と社会の繁栄に貢献します。

コーポレート・メッセージ

ブランドスローガン

ひかる素材で、未来をひらく

オハラが願う
未来・社会の姿

安心で快適な生活。
創造と希望にあふれた社会。
健やかな地球。

オハラの
使命

いつの時代も新たな素材の可能性を追求し、
多様なパートナーとともにかたちにすることで、
「生活・文化の向上」「フロンティア開拓」
「地球環境の改善」に貢献する。

オハラの提供価値

ひかる素材で、お客様の「できる」につなげる。

価値観・姿勢

真摯に向き合う
妥協なきものづくり
挑戦のグッドサイクルを回す
All OHARAでいく
互いに認め合い、成長しよう

(5) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

事業区分	主要製品
光事業	光学ガラス素材、光学機器用レンズ材
エレクトロニクス事業	極低膨張ガラスセラミックス、その他特殊ガラス、石英ガラス

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年10月31日現在)

当 社	本社及び工場	神奈川県相模原市中央区
台湾小原光学股份有限公司	本社及び工場	中華民國台中市
台湾小原光学材料股份有限公司	本社及び工場	中華民國雲林県
OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.	本社及び工場	マレーシア マラッカ
小原光学(香港)有限公司	本社	香港
小原光学(中山)有限公司	本社及び工場	中華人民共和国広東省
株式会社オハラ・クオーツ	本社及び工場	和歌山県和歌山市

(7) 使用人の状況 (2022年10月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
光事業	1,165 (59) 名	47 (30) 名
エレクトロニクス事業	272 (58) 名	△12 (12) 名
共通	68 (6) 名	8 (0) 名
合計	1,505 (123) 名	43 (42) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
461 (60) 名	23 (22) 名	42.7歳	16.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,485,000 千円
株式会社横浜銀行	1,091,450 千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,075,000 千円
株式会社三井住友銀行	550,000 千円
株式会社日本政策投資銀行	400,000 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 76,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 25,450,000株
 (3) 株主数 9,849名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セイコーグループ株式会社	4,702千株	19.31%
キャノン株式会社	4,694千株	19.28%
京橋起業株式会社	4,688千株	19.25%
三光起業株式会社	1,651千株	6.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	987千株	4.06%
株式会社トプコン	673千株	2.77%
セイコーインスツル株式会社	610千株	2.50%
オリンパス株式会社	400千株	1.64%
SMBC日興証券株式会社	143千株	0.59%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	110千株	0.45%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,098千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、「株式給付信託（B B T）」制度の導入に伴い株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式108千株が含まれております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2022年10月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役 社長執行役員	齋藤弘和	経営全般
取締役 専務執行役員	中島隆	コーポレート統括
取締役 常務執行役員	青木哲也	事業部統括
取締役 常務執行役員	後藤直雪	生産・技術統括 兼 材料生産センター長
取締役	市村誠	セイコーグループ(株)常務執行役員
取締役	戸倉剛	キヤノン(株)常務執行役員イメージンググループ副管掌
取締役	軒名彰	北洋証券(株)代表取締役会長
取締役	牧野友香子	原後綜合法律事務所弁護士
常勤監査役	原田洋宏	
監査役	高木晴彦	セイコーグループ(株)常勤監査役
監査役	長島和彦	キヤノン(株)常務執行役員経理本部副本部長
監査役	飯塚良成	飯塚公認会計士税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役市村誠氏、戸倉剛氏、軒名彰氏及び牧野友香子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高木晴彦氏、長島和彦氏及び飯塚良成氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役原田洋宏氏は、当社の経営企画部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役高木晴彦氏は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役長島和彦氏は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役飯塚良成氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7.当社は、東京証券取引所に対して、取締役軒名彰氏、牧野友香子氏及び監査役飯塚良成氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とする一定の免責事由を設けることで、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり定めております。

- ・持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能させること
- ・企業価値の最大化を図ることで株主の期待に応えるという意識を強く持たせること
- ・その責務にふさわしい処遇とすること

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬、業績連動報酬、中長期インセンティブ報酬としております。中長期インセンティブ報酬は、取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

基本報酬及び業績連動報酬の標準額及びその変動額は、役位に応じた額を役員報酬規程にて定めております。

なお、独立性と監督機能の観点から、社外取締役及び監査役は基本報酬のみの支給としております。

当該決定方針は、2016年1月28日開催の取締役会決議にて決定しております。

また、取締役の個人別の報酬等について、役員報酬に係る決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、代表取締役社長執行役員と独立社外役員とで構成される任意の機関である諮問会議の意見を得たうえ取締役の個人別の報酬等を決定しております。

取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年1月28日開催の第102期定時株主総会において年額250百万円以内と決議しております（但し、使用人分給与は含まない）。当該株主総会最終時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は3名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年1月28日開催の第107期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する株式給付信託（BBT）に係る報酬の額として付与するポイント（1ポイント＝当社普通株式1株）の上限を1事業年度あたり22,000ポイントと決議しております。当該株主総会最終時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

監査役の報酬限度額は、2011年1月28日開催の第102期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は4名（うち

社外監査役は3名)です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	197,777 (19,200)	117,599 (19,200)	71,740 (-)	8,437 (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	32,880 (14,400)	32,880 (14,400)	- (-)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 取締役 (社外取締役を除く) の株式報酬は、「株式給付信託 (BBT)」に基づく当事業年度における株式給付引当金繰入額であります。
2. 取締役会は、経営全般を担当する代表取締役社長執行役員齋藤弘和に対し、社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に諮問会議がその妥当性について確認しております。
3. 2016年1月28日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。なお、当事業年度は対象となる退任者はありませんでした。

④ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役 (社外取締役を除く) に対して業績連動報酬等を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定上の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社の連結営業利益額であります。また、当該業績指標を選定した理由は、中期経営計画の達成と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能させるためであります。

業績連動報酬の額は、取締役会で決議した「役員報酬規程」及び「役員業績連動報酬規程」に基づき、役位ごとに定められた標準額に連結営業利益額に対応する係数を乗じて算定する業績指標連動報酬額と、役位ごとに定められた標準額に業績への貢献度による個人評価係数を乗じて算定する個人評価報酬額を合計することにより算定しております。

当事業年度における当社の連結営業利益額目標値1,750百万円に対し、実績は2,976百万円となりました。

なお、代表取締役以外の取締役 (社外取締役を除く) の個人評価は、代表取締役社長執

行役員と独立社外役員とで構成される任意の機関である諮問会議の意見を得たうえで同会議の答申内容に基づき、代表取締役社長執行役員が決定し、取締役会にて報告しております。

⑤ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として株式給付信託（BBT）による株式報酬制度を導入しております。

株式報酬は、役員株式給付規程に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対して、当社普通株式1株当たり1ポイントに換算し、ポイントを付与することにより支給しております。付与するポイントは、役位に応じて定められております。各役員に付与するポイントは、3年ごとに見直され、役員報酬規程に規定する額を見直し時から過去3年間の移動平均株価で除して算出しております。取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の1事業年度当たりの総額は、22,000ポイントを上限としております。

(5) 社外役員に関する事項 (2022年10月31日現在)

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	市村 誠	セイコーグループ(株) 常務執行役員	当社に対する持株比率が19.31%と筆頭株主ではありますが、製品販売等の取引関係はありません。
社外取締役	戸倉 剛	キヤノン(株) 常務執行役員イメージンググループ副管掌	当社に対する持株比率が19.28%と筆頭株主につぐ大株主であり、かつ製品販売等の取引関係があります。
社外取締役	軒名 彰	北洋証券(株) 代表取締役会長	特別の関係はありません。
社外取締役	牧野 友香子	原後綜合法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
社外監査役	高木 晴彦	セイコーグループ(株) 常勤監査役	当社に対する持株比率が19.31%と筆頭株主ではありますが、製品販売等の取引関係はありません。
社外監査役	長島 和彦	キヤノン(株) 常務執行役員経理本部副本部長	当社に対する持株比率が19.28%と筆頭株主につぐ大株主であり、かつ製品販売等の取引関係があります。
社外監査役	飯塚 良成	飯塚公認会計士税理士事務所代表	特別の関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

氏名	地位	出席状況		出席状況、発言状況及び 社外取締役に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
市村 誠	取締役	100.0% 13/13 回	—	経営全般における豊富な知識・経験と高い見識に基づき、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、事業戦略や人材育成、マーケティング方針等について、必要に応じて説明を求め意見を述べる等、適切な役割を果たしております。
戸倉 剛	取締役	92.3% 12/13 回	—	経営及び技術全般における豊富な知識・経験と高い見識に基づき、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、事業戦略や生産・技術、マーケティング方針等について、必要に応じて説明を求め意見を述べる等、適切な役割を果たしております。
軒名 彰	取締役	100.0% 13/13 回	—	経営全般における豊富な知識と高い見識に基づき、また独立役員として、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、事業戦略やコーポレート・ガバナンス、サステナビリティ経営等について、必要に応じて助言を行い意見を述べる等、適切な役割を果たしております。また、任意の諮問会議の委員として3回すべてに出席しました。
牧野 友香子	取締役	100.0% 13/13 回	—	弁護士としての法務に関する豊富な経験と高い見識に基づき、また独立役員として、コーポレート・ガバナンスの強化の観点から、事業戦略や内部統制、女性活躍推進等について、必要に応じて助言を行い意見を述べる等、適切な役割を果たしております。また、任意の諮問会議の委員として3回すべてに出席しました。
高木 晴彦	監査役	100.0% 13/13 回	100.0% 10/10回	財務及び会計に関する相当程度の知見と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め意見を述べ、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務の執行に対する適切な監査の役割を果たしております。
長島 和彦	監査役	92.3% 12/13 回	90.0% 9/10回	財務及び会計に関する相当程度の知見と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め意見を述べ、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務の執行に対する適切な監査の役割を果たしております。
飯塚 良成	監査役	92.3% 12/13 回	100% 10/10回	公認会計士及び税理士として豊富な知識・経験と高い見識に基づき、取締役会では必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、独立役員として、取締役の職務の執行に対する適切な監査の役割を果たしております。また、任意の諮問会議の委員として3回すべてに出席しました。

4. 会計監査人の状況

- (1) 名称 東陽監査法人
- (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾小原光学股份有限公司、台湾小原光学材料股份有限公司、OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.、Ohara Corporation、OHARA GmbH、小原光学（香港）有限公司、小原光学（中山）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当などの決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化と今後の事業拡大のため、必要な内部留保を充実しつつ、株主の皆様に対する安定かつ継続的な利益還元を実施して行くことを基本方針としております。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、第114期の期末配当は、株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するため、株主総会の決議事項としております。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,635,363	流 動 負 債	9,494,800
現金及び預金	14,459,354	支払手形及び買掛金	1,935,291
受取手形及び売掛金	7,023,184	電子記録債権	625,484
電子記録債権	1,839,781	短期借入金	3,192,520
商品及び製品	2,965,614	リース債権	345,065
仕掛品	5,920,000	未払法人税等	594,845
原材料及び貯蔵品	3,731,274	契約負債	32,026
その他	718,274	賞与引当金	950,252
貸倒引当金	△22,121	役員賞与引当金	147,878
固 定 資 産	24,043,109	未払の債権	1,144,965
有 形 固 定 資 産	16,568,153	固定負債	5,921,582
建物及び構築物	4,447,878	長期借入金	1,546,862
機械装置及び運搬具	2,255,701	リース負債	879,093
工具器具及び備品	8,934,164	繰延税金負債	1,463,052
土地	342,904	退職給付に係る負債	1,709,700
使用権資産	284,198	退職給付引当金	99,393
建設仮勘定	303,305	役員株式除去債権	85,850
無 形 固 定 資 産	351,221	その他	137,630
投 資 其 他 の 資 産	7,123,734	負 債 合 計	15,416,382
投資有価証券	6,543,057	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	254,004	株 主 資 本	38,888,396
繰延税金資産	244,514	資本	5,855,000
その他	82,157	資本剰余金	7,962,140
資 産 合 計	60,678,472	利益剰余金	26,563,833
		自己株式	△1,492,577
		その他の包括利益累計額	6,136,083
		その他有価証券評価差額金	1,988,971
		為替換算調整勘定	5,156,468
		退職給付に係る調整累計額	△1,009,356
		非支配株主持分	237,610
		純 資 産 合 計	45,262,090
		負 債 純 資 産 合 計	60,678,472

連結損益計算書

(2021年11月1日から2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		28,304,613
売上原価		19,114,479
売上総利益		9,190,133
販売費及び一般管理費		6,213,275
営業利益		2,976,857
営業外収益		
受取利息	53,795	
受取配当金	103,878	
為替差益	353,955	
持分法による投資利益	79,870	
助成金収入	3,508	
その他	151,385	746,393
営業外費用		
支払利息	37,051	
固定資産除却損	13,729	
その他	6,735	57,517
経常利益		3,665,733
特別損失		
従業員住宅積立金拠出額	141,673	141,673
税金等調整前当期純利益		3,524,060
法人税、住民税及び事業税	989,444	
法人税等調整額	290,188	1,279,632
当期純利益		2,244,427
非支配株主に帰属する当期純利益		128,264
親会社株主に帰属する当期純利益		2,116,163

連結株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2021年11月1日 期首残高	5,855,000	7,959,708	24,814,081	△1,490,100	37,138,688
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△366,411		△366,411
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,116,163		2,116,163
自己株式の取得				△46,572	△46,572
自己株式の処分		2,432		44,096	46,528
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	2,432	1,749,752	△2,476	1,749,707
2022年10月31日 期末残高	5,855,000	7,962,140	26,563,833	△1,492,577	38,888,396

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2021年11月1日 期首残高	1,667,640	1,820,613	△647,874	2,840,379	132,648	40,111,716
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				-		△366,411
親会社株主に帰属する 当期純利益				-		2,116,163
自己株式の取得				-		△46,572
自己株式の処分				-		46,528
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	321,331	3,335,855	△361,482	3,295,704	104,961	3,400,666
連結会計年度中の変動額合計	321,331	3,335,855	△361,482	3,295,704	104,961	5,150,373
2022年10月31日 期末残高	1,988,971	5,156,468	△1,009,356	6,136,083	237,610	45,262,090

貸借対照表
(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		14,177,227	流動負債		6,276,877
現金及び預金	金形	2,238,472	支払手形	形務金	92,522
受取手形	債権	66,748	電子記録債権	債権	562,150
電子記録債権	債権	1,407,879	短期借入金	債権	1,016,403
商品及び製品	債権	3,266,370	1年以内返済予定の長期借入金	債権	1,850,000
仕掛品	債権	1,142,104	リース債権	債権	540,000
原材料及び貯蔵品	債権	4,140,999	未払消費税	債権	208,327
前払費用	債権	857,701	未払法人税等	債権	620,953
前払費用	債権	56,672	賞与引当金	債権	111,394
未収入金	債権	13,902	固定資産購入支払手形	債権	58,249
関係会社短期貸付金	債権	490,139	固定資産購入電子記録債権	債権	22,656
関係会社立替金	債権	400,000	有償支給取引に係る負債	債権	470,217
その他の金融	債権	92,538	長期借入金	債権	71,500
貸倒引当金	債権	4,551	長期借入金	債権	81,563
		△853	長期借入金	債権	101,071
固定資産		21,510,374	固定負債		469,868
有形固定資産		11,005,498	長期借入金		3,688,882
建物	物	1,121,779	長期借入金		1,450,000
機械及び装置	物	1,021,808	長期借入金		368,541
車両運搬具	物	7,338	長期借入金		120,450
工具器具及び備品	物	8,720,537	長期借入金		560,996
建設仮勘定	物	24,029	長期借入金		1,002,151
		110,005	長期借入金		99,393
無形固定資産		305,360	長期借入金		85,850
ソフトウェア	物	305,360	長期借入金		1,500
投資その他の資産		10,199,515	負債合計		9,965,760
投資有価証券	債権	1,505,013	純資産の部		
関係会社株式	債権	4,645,622	株主資本		23,803,103
関係会社出資金	債権	1,235,910	資本剰余金		5,855,000
関係会社長期貸付金	債権	2,891,500	資本剰余金		7,961,953
関係会社長期立替金	債権	1,764,430	資本剰余金		7,930,598
長期前払費用	債権	9,600	資本剰余金		31,355
その他の金融	債権	23,506	資本剰余金		11,478,727
貸倒引当金	債権	△1,876,067	資本剰余金		125,000
資産合計		35,687,602	資本剰余金		11,353,727
			資本剰余金		313,000
			資本剰余金		37,059
			資本剰余金		6,660,500
			資本剰余金		4,343,167
			資本剰余金		△1,492,577
			資本剰余金		1,918,738
			資本剰余金		1,918,738
			純資産合計		25,721,842
			負債純資産合計		35,687,602

損益計算書

(2021年11月1日から2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		14,452,184
売上原価		11,757,929
売上総利益		2,694,255
販売費及び一般管理費		3,479,499
営業損		785,243
営業外収益		
受取利息	22,525	
受取配当金	1,178,492	
その他の	141,218	1,342,236
営業外費用		
支払利息	22,538	
試作品加工代	2,713	
固定資産除却損	5,309	
為替差損	33,042	
その他の	2,454	66,058
経常利益		490,933
経常損失		
貸倒引当金繰入額	10,172	10,172
税引前当期純利益		480,761
法人税、住民税及び事業税	32,273	
法人税等調整額	84,860	117,133
当期純利益		363,627

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金
					研 究 基 金			
2021年11月1日 期首残高	5,855,000	7,930,598	28,923	7,959,521	125,000	313,000	40,109	6,660,500
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,855,000	7,930,598	28,923	7,959,521	125,000	313,000	40,109	6,660,500
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金取崩				-			△3,050	
剰 余 金 の 配 当				-				
当 期 純 利 益				-				
自 己 株 式 の 取 得				-				
自 己 株 式 の 処 分			2,432	2,432				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-				
事業年度中の変動額合計	-	-	2,432	2,432	-	-	△3,050	-
2022年10月31日 期末残高	5,855,000	7,930,598	31,355	7,961,953	125,000	313,000	37,059	6,660,500

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
	繰 越 利 益 剰 余 金						
2021年11月1日 期首残高	4,511,905	11,650,515	△1,490,100	23,974,936	1,667,640	1,667,640	25,642,577
会計方針の変更による累積的影響額	△169,005	△169,005		△169,005			△169,005
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,342,900	11,481,510	△1,490,100	23,805,931	1,667,640	1,667,640	25,473,571
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金取崩	3,050	-		-			-
剰 余 金 の 配 当	△366,411	△366,411		△366,411			△366,411
当 期 純 利 益	363,627	363,627		363,627			363,627
自 己 株 式 の 取 得		-	△46,572	△46,572			△46,572
自 己 株 式 の 処 分		-	44,096	46,528			46,528
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-		-	251,098	251,098	251,098
事業年度中の変動額合計	266	△2,783	△2,476	△2,828	251,098	251,098	248,270
2022年10月31日 期末残高	4,343,167	11,478,727	△1,492,577	23,803,103	1,918,738	1,918,738	25,721,842

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月14日

株式会社オハラ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中野敦夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	臼田賢太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オハラの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オハラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月14日

株式会社オハラ
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中野 敦夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	臼田 賢太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オハラの2021年11月1日から2022年10月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、業務監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、業務監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、業務監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月15日

株式会社オハラ 監査役会

常勤監査役 原田 洋 宏 ㊟

社外監査役 高木 晴 彦 ㊟

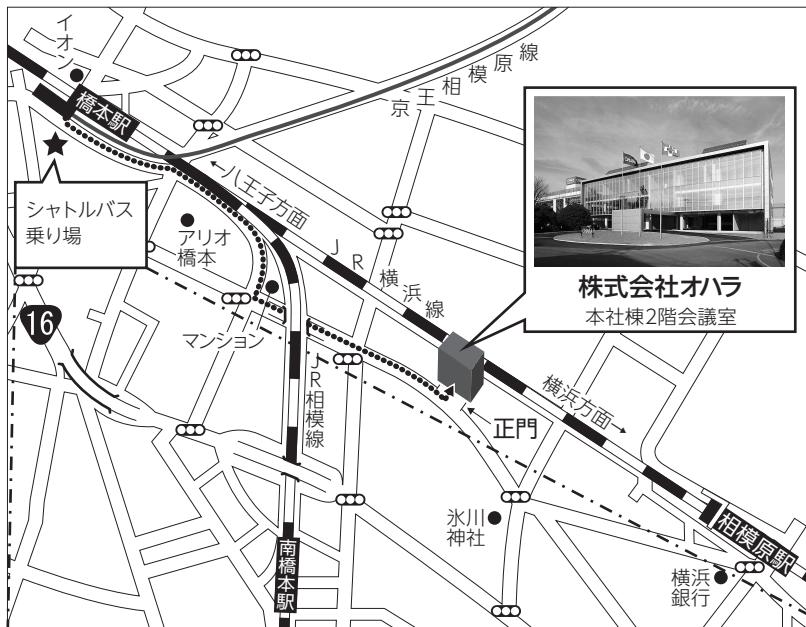
社外監査役 長島 和 彦 ㊟

社外監査役 飯塚 良 成 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場：神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社 本社棟 2階 会議室
TEL 042-772-2101 (代)

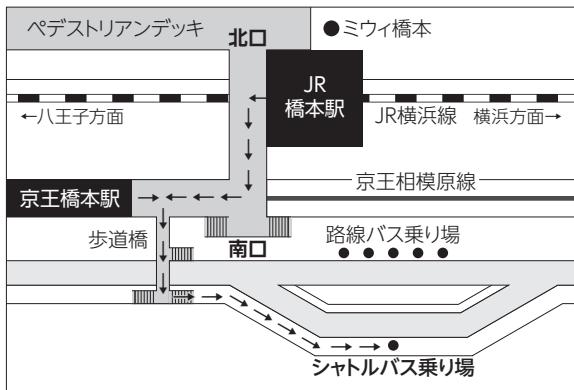


<交通>

JR横浜線、JR相模原線、京王相模原線
橋本駅 南口より徒歩約20分

JR横浜線
相模原駅 南口より徒歩約20分

■ 橋本駅南口からの無料シャトルバスのご案内



シャトルバスの乗車場所が前回と異なっておりますのでお間違いのないようご注意ください。

無料シャトルバス運行時刻表

9:10、9:25、9:40

※シャトルバス乗り場には案内係がおります。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。